

平成28年11月定例会

総務委員会説明資料
(その2)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

I 提出案件

1	その他の議案等	1
(1)	条例案	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の一般職の職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

(a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

b 諸手当の改定

(a) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万3千800円に引き上げることとする。

(b) 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が9級であるもの等に対しては支給しないこととするとともに、配偶者に係る扶養手当の月額を6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が8級であるもの等にあっては3,500円)に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を1万円に引き上げることとし、また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うこととする。

(c) 通勤手当について、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担する職員に支給する特別急行列車等に係る通勤手当の額を、その者の通勤に要する特別料金等の額に相当する額とすることとする。

(d) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）に、引き上げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）に引き上げることとする。

(e) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）に引上げ、12月期の支給割合を100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）に引き下げることとし、また、再任用職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）に引き下げることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

第1号任期付研究員に適用する給料表の1号俸及び2号俸並びに第2号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとする。

b 期末手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとする。

(b) 6月期の支給割合を100分の162.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)、(c)及び(e)並びにイの(イ)のbの(b)については、平成29年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のa及びbの(a)並びにイの(イ)のaについては平成28年4月1日から、イの(ア)のbの(d)及び(イ)のbの(a)については同年12月1日から適用することとする。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成29年4月から平成30年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引き上げることとする。

(イ) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の155に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることにする。

(ウ) 給料月額について、平成29年4月から平成30年3月までの間、知事にあつては100分の25を、副知事にあつては100分の10を、常勤の監査委員にあつては100分の5を、企業局長にあつては100分の5を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)及び(ウ)については、平成29年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)については、平成28年12月1日から適用することとする。

